

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861



③

大臣

次官

参事

次長

事務長

米名表

米名表

四月十日付大臣在米名表使令陸前



白河 以新米四年四月十日付陸三時中一五時五分 於米名表に於て

五五五五

米名表 陸前大臣 山田次官 事務長 米保長

事務長 陸前大臣 山田次官 事務長 米保長

大臣 先づ一言申上げたいが、砂川事件に關する米名表も現判決は行成り

通りであるが、政府は米保長事務長に於ては勿論川崎米保長に之行く

米保長事務長に直接指示す。や臣や陸前大臣、陸前大臣事務長を待てる

米保

外務省

回覧番号 819 米保

米名表

大臣 米名表に於ける米名は、米名表の件助の見違、承り候

大臣 米名表に於ける米名は、米名表の件助の見違、承り候

大臣 米名表に於ける米名は、米名表の件助の見違、承り候

大臣 米名表に於ける米名は、米名表の件助の見違、承り候

大臣 米名表に於ける米名は、米名表の件助の見違、承り候

大臣 米名表に於ける米名は、米名表の件助の見違、承り候

外務省

2

方は好意を以てし、一般の事は未だ決まらざるに、かゝる事を
降参道に於て判快と思はるべきに思ふ。

左使 是れより先、折圓は一般に批判給ひあり、朝日も各紙の批判給
百取事を好むべき。

右使 協同といはる様で、云つて云つて。

左使 條約に關し一般が批判を向けたる事、是れを以て、再ありと思ふ。

右使 同國の事、若し協約が交渉中止となりと云ふ事になり、と云ふは

外務省

協約が、是れを以て、批判を向けたる事、是れを以て、再ありと思ふ。
是れを以て、再ありと思ふ。

右使 協同といはる様で、云つて云つて。

明日は外部に於て、是れを以て、再ありと思ふ。

左使 是れより先、折圓は一般に批判給ひあり、朝日も各紙の批判給
百取事を好むべき。

右使 協同といはる様で、云つて云つて。

左使 外部に於て、是れを以て、再ありと思ふ。

外務省

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字の印刷は、その性質上、活字の組立、排字、刷り、製本等の工程を経て、最終的に書籍として完成される。この過程において、各工程の効率化と品質向上は、印刷業界の発展に不可欠である。

先日の活字印刷の報告に、研究の進捗と申す。

外務省

先日の報告から申す。

活字印刷の技術は、従来より高度であり、その改良は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字印刷の技術は、従来より高度であり、その改良は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字印刷の技術は、従来より高度であり、その改良は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字印刷の技術は、従来より高度であり、その改良は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字印刷の技術は、従来より高度であり、その改良は、印刷業界の発展に不可欠である。

活字印刷の技術は、従来より高度であり、その改良は、印刷業界の発展に不可欠である。

外務省

左頁 研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
事が欲しい。

右頁 日本側の問題は理解せよとある。例として
compactly
おはたけ
joint planning
とある。また、
separately and cooperating together
とか、
はたけ、今後、字ととまるとみるべし。

左頁 研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
中回等は、資料集、
including
を削除して、
外務省

外務省

右頁 日本側は、
他方、
ようかきするべし。

左頁 研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、

研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、

研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、

研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、

研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、

研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
研究の進め方、手段の選択、目的の達成、これが原動力である。また、
indefinitely
を指すことは、
非現実的

外務省

中五郎の	A common	及	the security	は	御法通	了	行	す
先條	は	は	may be	と	す	二	三	御法通
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
要	ら	い	と	す	る	が	all	aspects
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し

外務省

中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
先條	は	は	may be	と	す	二	三	御法通
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
要	ら	い	と	す	る	が	all	aspects
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し
中五郎	は	先利	御法通	了	も	う	か	し

外務省

才五号、
 procedure は
 process の
 ことなり。

議定書は 交渉文とするに必要を作るに 始末御示し
 土使 才五号は 同題は 最早や 才三号及 才四号の字句の并と
 なり、 交渉文に 土使 治は 才五号と云ふことなり。し
 レバーと云ふ使 尚才九号に付 日米の並ぶるの事あり
 土使 四種の子キストを作るに 遊年ありし
 土使 才五号は 更に 研究なし 左に 取扱に 上に移りかし。

外務省

本日は 先般 土使の 御返答 残りの 御返答に 付 才五号の 要旨を
 申上げ御し
 「相書」才九号は 「公認 通達 相書」とか 最終的に 合符と云ふ 資料とか
 に 付 用 語 の 理 解 と 相 違 した り あり、 誤 解 と 解 説 した 上 言 語 の 誤 解
 である 上、 才五号 各 文 節 逐 次 読み 直し
 土使 御 返 答 才五号 軍 に入 った 新 たる こと あり、 此 上 言 語 の 誤 解
 ありし 修正 する こと あり、 日 米 間 の 問題 を 整理 して 取 扱 する こと

外務省

輸入する電子機器は、米軍基地の使用を目的としてあり、自衛隊の駐屯地へ使用するのはある程度認められている。
clarification を試すこと
要するはない。

大臣 「調整」が十二日午後、午後又は翌日、米軍基地と云ふこと
同じ問題である。

大臣 *clarification* を試すことである。

大臣 「調整」が十九日も同じ問題であると求めている。米軍が

外務省

日本で米軍人の徴集訓練は、徴集と云ふことと云ふ規定は、徴集の
感覺を強めることである。これは、徴集の訓練である。

大臣 此等は、言明の問題である。米軍人は、徴集訓練がある。準備
後の義務を果すために種々の形があり、米軍人外には、軍人や

海外に在る子弟は、他の隊員に比べて、現地で、三ヶ月後の義務を
在果し得る格好である。これは、米軍人としての義務を

海外に在る子弟に得る格好である。これは、米軍人としての義務を

外務省

トナトト使 協定上の規定がなしと日本國由の行つたことより協定上の
困難ありや

古庫 此の協定が改定協定 困難ありと云ふことであるう之を議定
條に據るよりいかに思ふか 言重の取は 2000トは困難あり
船物より現に行けぬこと 議定條に下すは研究をせし

土庫 協定上の規定がなしと云ふ事と思ふか 尚研究ありし
次に「修正」に移り、先づは協定上の規定を固すまで

外務省

協定上の規定がなしと云ふ事と云ふことより之を履行し得ざる
命令に依らざる事と云ふ事人は協定上の協定とて扱はたい言議
事條に之を詳し

古庫 日本側が困難を認許する事は何か、運賃は命令外に
俸給に未入軍人や、いふ事なきが故に入国する軍人は排斥
すこと御運賃か、例はレバーに随行する軍人の如く日本に
在る協定の協定をなくして命令下に未入軍人は命令外か

外務省

右使 兩軍積重多難を免れ決合ふこと何事無存ない。

冷ん 尤もに初より先約決合ふことし。

右使 決合ふことは控權のあり、控權するに付て甚くあつた。

右使 修治の次第は、船舶修治の南境へ控權するに付

修治の事、*under normal conditions* 則ちは撤回す。船舶修治を速か

しむ。

右使 先日「ア」に關する解入つとしに申上げられた。

出軍の出入の現存の手続を要しなると云ふ了解に及らぬなら

るまいとの事、若し撤兵の事かゝらば、別途を以て解の

取扱を求めたい所ない。

右使 撤兵の事、別途の事、云々を考へて、右の了解に

及らぬと云ふ。

修治の事、尤もは、通商に關するものあり、出軍

例に於て、控權を有するものと云ふこと、議定書の如く。

大使 迎撃は権限を要する。但し議事録が受理された以上は
三は無理である。

大臣 修武が中五兵士同様の内証である。

大使 議事録の扱ふことと考へ、日露側では右は対議人等
係上望まぬことと考へて懸念す。

大臣 政府部内は如何に。

大使 右大臣は協定の合意を要し懸念す。議事録とは別

外務省

個別之事項と考へて是らも。

書長 現在協定に議事録あり、何れと同様議事録と

作成すことと考へ、右に記載すことと考へたる。

大臣 修武が中五兵士何事か調査が望ましい。

大使 生軍は折衝が下りた後自衛防衛の義務を負ふことには

何れも必要なる事。其の方針は必要なる
contract の採取を制限すこと

は甚だ無理なる事。誰か一番よく此之を協定させ得る事

外務省

の判言を他に委ねることは、
その旨の問題を
その旨の問題を
その旨の問題を

大臣 通商 建設 各官 並 問題あり

大使 例は通商者が行を区別し保護を兼ねる問題とするに

おぼつかない。此の問題は控訴のりやと特許と二つの面が

あふ外務省の問題とは異なる。何の面もや

本部長 勿論 特許の面なり

外務省

大臣 日本が通商手続に使用する。本軍がこれを控訴す
ることに思ふが、唯士は特許をよめるに依りて問題あり

大使 此は特許法に軍手続令の問題をなすこと得ぬ。書面問題

とある。あつては、此は通商手続に依りて、之をよめるに依りて

勿論士はの解決に依りて、之をよめる。形を控訴問題は

今同手続令をよめるに依りて、之をよめる。かゝる問題

目下の通商手続令を控訴し、之をよめるに依りて、之をよめる

外務省

あつた。協定の大部分は、この草案を以て基礎とする。

大正 國統の問題は、草案の附録の二の中案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 事務協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

大正 協定は、草案の二を以て、協定の基礎とする。協定の二は、草案の二を以て、協定の基礎とする。

片端は済ませたいと云ふ

左に 事件の問題として 常務委員会 審問や 裁判の際 米軍側が
注釈をせよは 解雇と強制的判決が 出さぬと思はれるが 之が
中東の事である 否を裁断判決と云ふ 存ん 日本政府が 解雇者と
抱えたいのは なるまいかと云ふ事だが 是れも 米軍側
或程度 ともう少し 何と云ふ事か 中東に 出さぬ 米軍側
に 扱ふ事か 中東に 出さぬ 此の事か 協定の 扱ふ事か 云ふ

外務省

この問題の問題は なるまいかと云ふ

左に 今の御話には 保身解雇のことであるが 軍側の注釈と
提議とは 異なるも 曝け出すことには なるまいかと云ふ
軍と云ふ保身は 必要上 保身解雇の 扱ふは 絶対的な
あり 此の事は 協定を 改むこと 何と云ふ事か なるまいかと云ふ
大層 協定を 検討して 済ませたいと云ふ事か 云ふに 軍用は 改む事
こそが 中東に なる 協定が 悪いと云ふ 扱判が 減税する 協定

外務省

同様に此の際、閣下と外務省の同様になく、いかに従
 と思ふ。同様に此の際、閣下と外務省の同様になく、いかに従
 事の結果を呈し解決し、本解決の形勢があるとは
 是非が直ぐに協定が成ると言ふ。批判に及ぼさず、互他の問題
 もそうである。

左便 特別協定の署名が終つた後、此の解決の時期が
 次第に進むと思ふ。

外務省

左便 昨日は午後何分かの間に、今日も終つたと思ふ。外務省
 事務は進んで解決する。

左便 特別協定の署名が終つた後、此の解決の時期が
 次第に進むと思ふ。

外務省